

平成26年第2回箕面市議会定例会議案
(追加第3号)

報告第18号	箕面都市開発株式会社経営状況報告の件	1
報告第19号	箕面市土地開発公社経営状況報告の件	3
報告第20号	公益財団法人箕面市メイプル文化財団経営状況報告の件	5
報告第21号	公益財団法人箕面市国際交流協会経営状況報告の件	7
報告第22号	一般財団法人箕面市障害者事業団経営状況報告の件	9
報告第23号	一般財団法人箕面市医療保健センター経営状況報告の件	11
報告第24号	専決処分の承認を求める件（平成26年度箕面市特別会計国民健康保険 事業費補正予算（第1号））	13
第75号議案	物件供給契約締結の件（小中学校校内無線LAN整備工事に伴う情報端 末機器等備品）	29

報告第18号

箕面都市開発株式会社経営状況報告の件

箕面都市開発株式会社第37期事業報告並びに平成26年度箕面都市開発株式会社事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年6月17日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり

報告第19号

箕面市土地開発公社経営状況報告の件

平成25年度箕面市土地開発公社決算並びに平成26年度箕面市土地開発公社事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年6月17日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり

報告第20号

公益財団法人箕面市メイプル文化財団経営状況報告の件

平成25年度公益財団法人箕面市メイプル文化財団決算並びに平成26年度公益財団法人箕面市メイプル文化財団事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年6月17日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり

報告第 2 1 号

公益財団法人箕面市国際交流協会経営状況報告の件

平成 2 5 年度公益財団法人箕面市国際交流協会決算並びに平成 2 6 年度公益財団法人箕面市国際交流協会事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 7 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

別冊のとおり

報告第 2 2 号

一般財団法人箕面市障害者事業団経営状況報告の件

平成 2 5 年度一般財団法人箕面市障害者事業団決算並びに平成 2 6 年度一般財団法人箕面市障害者事業団事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 7 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

別冊のとおり

報告第23号

一般財団法人箕面市医療保健センター経営状況報告の件

平成25年度財団法人箕面市医療保健センター決算並びに平成26年度一般財団法人箕面市医療保健センター事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年6月17日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり

報告第 2 4 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 6 年 5 月 3 1 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 7 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 2 6 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）（別紙）

（理由）

平成 2 5 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費の収支に不足が生じたため、平成 2 6 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算を緊急に補正し、繰上充用する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成26年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)

平成26年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,008,570千円を追加し、歳入歳出それぞれ15,720,009千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年5月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
10 諸収入		6,337	2,008,570		2,014,907	
	1 雑収入	6,337	2,008,570		2,014,907	
歳入合計		13,711,439	2,008,570		15,720,009	

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12 繰 上 充 用 金		0	2,008,570	2,008,570
	1 繰 上 充 用 金	0	2,008,570	2,008,570
歳 出 合 計		13,711,439	2,008,570	15,720,009

平成26年度
(2014年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,852,834	0	3,852,834
2 使用料及び手数料	815	0	815
3 国庫支出金	2,698,381	0	2,698,381
4 療養給付費等交付金	399,323	0	399,323
5 前期高齢者交付金	3,656,256	0	3,656,256
6 府支出金	786,666	0	786,666
7 共同事業交付金	1,314,113	0	1,314,113
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	996,713	0	996,713
10 諸収入	6,337	2,008,570	2,014,907
歳入合計	13,711,439	2,008,570	15,720,009

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	187,558	0	187,558
2 保険給付費	9,171,785	0	9,171,785
3 後期高齢者支援金等	1,686,226	0	1,686,226
4 前期高齢者納付金等	1,399	0	1,399
5 老人保健拠出金	1,200	0	1,200
6 介護納付金	779,354	0	779,354
7 共同事業拠出金	1,725,295	0	1,725,295
8 保健事業費	142,520	0	142,520
9 基金積立金	1	0	1
10 諸支出金	14,101	0	14,101
11 予備費	2,000	0	2,000
12 繰上充用金	0	2,008,570	2,008,570
歳出合計	13,711,439	2,008,570	15,720,009

2 歳 入

(款) 10 諸収入

(項) 1 雑入

款 項	科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 諸	収 入	千円 6,337	千円 2,008,570	千円 2,014,907
1 雑	入	6,337	2,008,570	2,014,907
	10 歳 入 欠 かん 補 填 収 入	0	2,008,570	2,008,570

節		明 説	
区 分	金 額 千円		千円
1 歳入欠かん 補 填 収 入	2,008,570	1 歳入欠かん補填収入	2,008,570

(款) 10 諸収入
(項) 1 雑入

3 歳 出

(款) 12 繰上充用金

(項) 1 繰上充用金

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
12 繰上充用金	0	2,008,570	2,008,570	諸収入 2,008,570
1 繰上充用金	0	2,008,570	2,008,570	諸収入 2,008,570
1 前 繰上充用金	0	2,008,570	2,008,570	諸収入 2,008,570

節		説明	金額
区分	金額		千円
			千円
22 補償補填金及び賠償金	2,008,570	50 繰上充用事業【国保年金課】 2,008,570 22 補償補填及び賠償金 2,008,570 2 補填金 2,008,570 平成25年度歳入歳出差引不足額補填金 2,008,570	千円

(款) 12 繰上充用金
(項) 1 繰上充用金

第 7 5 号議案

物件供給契約締結の件

次のとおり物件供給契約を締結する。

平成 2 6 年 6 月 1 7 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 小中学校校内無線 LAN 整備工事に伴う情報端末機器等備品 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 2 1 2 , 4 7 0 , 5 6 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市福島区福島六丁目 1 4 番 1 号
株式会社大塚商会 LA 関西営業部
LA 関西営業部長 辻 本 雅 美 |
| 5 納入期限 | 平成 2 7 年 3 月 2 0 日 |

(提案理由)

小中学校校内無線 LAN 整備工事に伴う情報端末機器等備品の物件供給契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

